

一般社団法人世界アーチング協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人世界アーチング協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、世界にアート（表現活動）を通して、ティーチング・コーチング・カウンセリングなど、相手の状況に応じた技法を用いることにより、自らの心を見つめ、人が本来持っている能力を引き出し、人々が自信を持って社会へ旅立っていけるように手助けをする活動（以下、「アーチング」という。）を広める事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1、アーチングに関する調査及び研究
- 2、アーチングに関する広報活動
- 3、アーチングに関する情報提供及び出版
- 4、アーチングに関する資格認定
- 5、アーチングに関する教育及び人材育成
- 6、前各号に付随又は関連する事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第4条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。但し、予め、1か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名する事ができる。

- 1、この定款その他の規則に違反したとき。
- 2、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3、その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1、総社員が同意したとき。
- 2、当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1、社員の除名
- 2、理事の選任又は解任
- 3、理事の報酬等の額
- 4、計算書類等の承認
- 5、定款の変更
- 6、解散及び残余財産の処分
- 7、その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年12月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員による招集請求)

第14条 社員による招集請求は、総社員の議決権の4分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1、社員の除名
- 2、定款の変更
- 3、解散
- 4、その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人には、理事2名を置く。

- 1、理事のうち1名を代表理事とする。
- 2、代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 当法人には、代表理事1名を置き、社員総会の決議によりこれを定める。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した理事の補欠として、または、増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第25条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2、前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に据え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第29条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

令和元年 10月 9日